回覧

平成２７年秋季全国火災予防運動

平成２７年度全国統一防火標語

「　無防備な　心に火災が　かくれんぼ　」

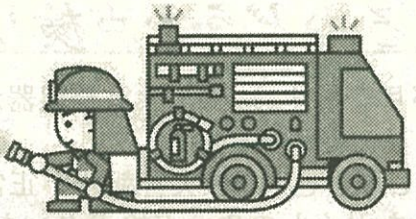

秋季全国火災予防運動が11月9日（月）から11月15日（日）までの7日間実施されます。

これからの季節は、空気が乾燥し、暖房器具の使用が増えるなど、火災が発生しやすい条件が重なります。次のことに注意し、あなたにとって大切な「もの」を火災から守りましょう！

住宅防火　命を守る　7つのポイント
－　3つの習慣・4つの対策　－

3つの習慣

- ○　寝たばこは、絶対やめる。
- ○　ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ○　ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ○　逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ○　寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ○　火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ○　お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

あなたの命や財産を火災から守る住宅用火災警報器は設置してありますか？消防法令で設置が義務となっていますので設置してください！

☆住宅火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

住宅用火災警報器を設置されている住宅で電池式の電池は切れていませんか？

①定期的に作動するかどうか点検しましょう！

定期的（１ヶ月に１度が目安です。）に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。

また、家を長期に留守にしたときも、火災警報器が正常に作動するかテストしましょう。

点検方法は、本体のひもを引くものや、点検ボタンを押して作動確認するものなどがあります。

②おおむね１０年をめどに、機器の交換が必要です！

火災警報器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるかまたは「ピー」という音などで交換時期を知らせます。それがおおむね１０年です。

③乾電池タイプは交換を忘れずに！

電池式タイプの火災警報器は、電池の交換が必要です。

定期的な作動点検のときに「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換することをおすすめします。また電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれるものがあります。

機種によっては、機器ごと交換するものがあるため、その場合は新しい火災警報器に交換してください。

◎火災警報器が鳴ったらどうすればいいの？

火災警報器が鳴っていることに気づいたら、火元を確認し、１１９番通報や可能ならば初期消火を行ってください。消火できないときには、避難して周囲に知らせることが必要です。

ときには誤報もあります。たばこの煙や調理中の湯気、煙の出る殺虫剤などを使用すると警報が鳴ることがあります。対処方法として、警報音停止ボタンを押す。（ひもが付いている場合はひもを引く）か室内を換気すると警報音は止まり通常状態に戻ります。それでも警報音が止まらない場合は、購入店またはメーカーに問い合わせてください。

（住宅火災警報器は、メーカーによって仕様が異なりますから、取扱説明書を見て確認してください。）

☆☆☆　家庭で火災から命を守るために、警報器が鳴ったときに
必要な行動についても家族でよく話し合い確認しておきましょう。☆☆☆

お問い合わせ　須賀川消防署鏡石分署　℡６２－４５１１